

例 言

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この年報においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該期間（月または年度）中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月または年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点での年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金額

ある時点においてとらえた受給権者または受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

老齢相当・通老相当

新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上の者で、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」といい、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当」という。

なお、昭和27年4月2日以降生まれの者については、支給要件を満たすための被用者年金の被保険者期間が21年～25年に段階的に引き上げられており、その期間を厚生年金保険の被保険者期間で満たすものを「老齢相当」としている。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給

している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎あり

新法厚生年金受給権者または受給者のうち、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者または受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがなにかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。旧共済組合の新法についても同様。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合にかかる基礎年金月額を含まない。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合旧法	旧共済組合新法
老齢給付					
老齢年金 (老齢相当)	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金 老齢相当 通老相当	退職年金 減額退職年金	退職共済年金 退年相当 通退相当
通算老齢年金 (通老相当)	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金		通算退職年金	
障害年金(障害給付)	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

厚生年金の都道府県別被保険者数

厚生年金の都道府県別被保険者数等は、被保険者が勤務する事業所を管轄する年金事務所の所在地で都道府県別の表章を行っている。

その他

- 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「－」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。